

6. (1) 公立学校教員の受験者数及び採用者数

(平成16年度)

区分	受験者数		採用者数		競争率 (倍率)
		女性(内数)		女性(内数)	
小学校	50,446	33,163	10,483	6,745	4.8
中学校	53,871	29,339	4,572	2,232	11.8
高等学校	42,206	16,634	2,985	1,049	14.1
盲・聾・養護学校	6,094	4,191	1,525	984	4.0
養護教諭	7,740	7,671	749	748	10.3
計	160,357	90,998	20,314	11,758	7.9

- (注)1 採用者数は、平成16年6月1日までに採用された数である(以下同じ)。
 2 盲・聾・養護学校の受験者数は、「盲・聾・養護学校」の区分で選考試験を実施している都道府県・指定都市の数値のみを集計したものである(以下同じ)。
 3 競争率(倍率)は、受験者数/採用者数である(以下同じ)。

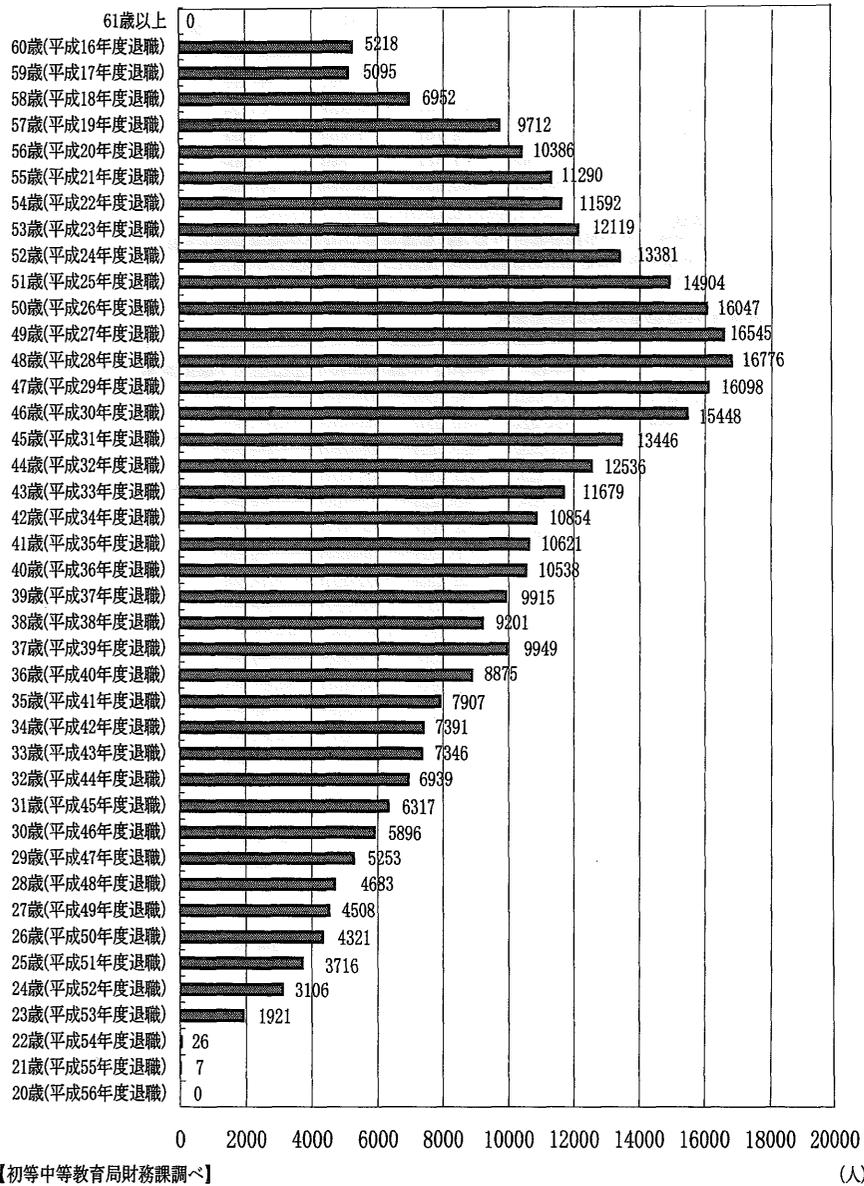
<受験者及び採用者の学歴別内訳>

(平成16年度)

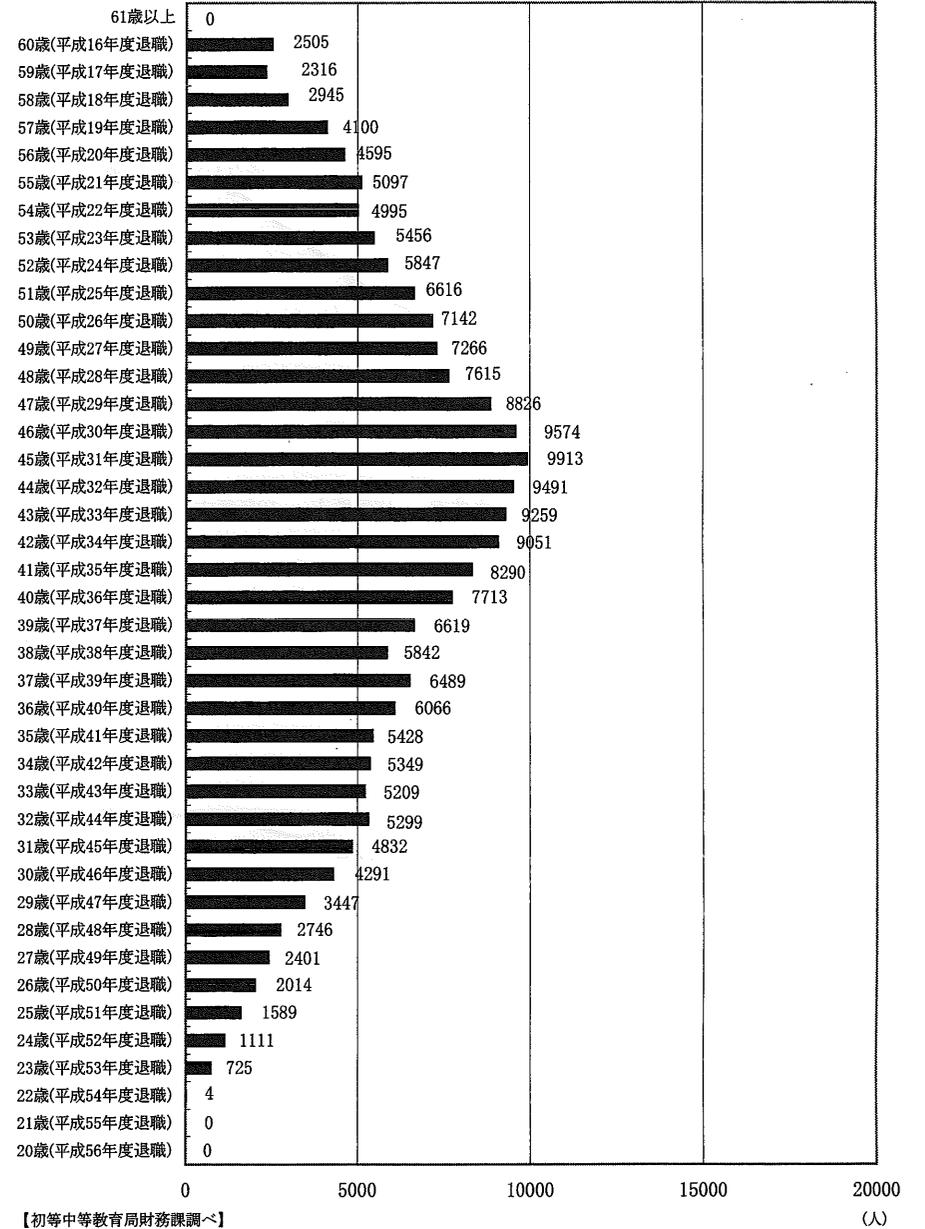
区分		小学校	中学校	高等学校	盲・聾・ 養護学校	養護教諭	計
受験者数 (人)	教員養成 大学・学部	21,185 (42.0%)	9,094 (16.9%)	3,851 (9.1%)	1,934 (31.7%)	1,487 (19.2%)	37,551 (23.4%)
	一般大学	22,625 (44.8%)	36,779 (68.3%)	31,608 (74.9%)	3,335 (54.7%)	2,188 (28.3%)	96,535 (60.2%)
	短期大学	3,964 (7.9%)	3,262 (6.1%)	79 (0.2%)	256 (4.2%)	3,925 (50.7%)	11,486 (7.2%)
	大学院	2,672 (5.3%)	4,736 (8.8%)	6,668 (15.8%)	569 (9.3%)	140 (1.8%)	14,785 (9.2%)
	計	50,446 (100.0%)	53,871 (100.0%)	42,206 (100.0%)	6,094 (100.0%)	7,740 (100.0%)	160,357 (100.0%)
採用者数 (人)	教員養成 大学・学部	4,956 (47.3%)	1,496 (32.7%)	386 (12.9%)	571 (37.4%)	260 (34.7%)	7,669 (37.8%)
	一般大学	4,586 (43.7%)	2,530 (55.3%)	1,932 (64.7%)	706 (46.3%)	265 (35.4%)	10,019 (49.3%)
	短期大学	317 (3.0%)	40 (0.9%)	38 (1.3%)	49 (3.2%)	208 (27.8%)	652 (3.2%)
	大学院	624 (6.0%)	506 (11.1%)	629 (21.1%)	199 (13.0%)	16 (2.1%)	1,974 (9.7%)
	計	10,483 (100.0%)	4,572 (100.0%)	2,985 (100.0%)	1,525 (100.0%)	749 (100.0%)	20,314 (100.0%)
採用率 (%)	教員養成 大学・学部	23.4%	16.5%	10.0%	29.5%	17.5%	20.4%
	一般大学	20.3%	6.9%	6.1%	21.2%	12.1%	10.4%
	短期大学	8.0%	1.2%	48.1%	19.1%	5.3%	5.7%
	大学院	23.4%	10.7%	9.4%	35.0%	11.4%	13.4%
	計	20.8%	8.5%	7.1%	25.0%	9.7%	12.7%

- (注)1 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。
 短期大学には、指定教員養成機関を含む。
 2 ()内は構成比(%)を示す。
 3 採用率(%)=採用者数/受験者数

6. (2) 公立小学校の年齢別の教員構成

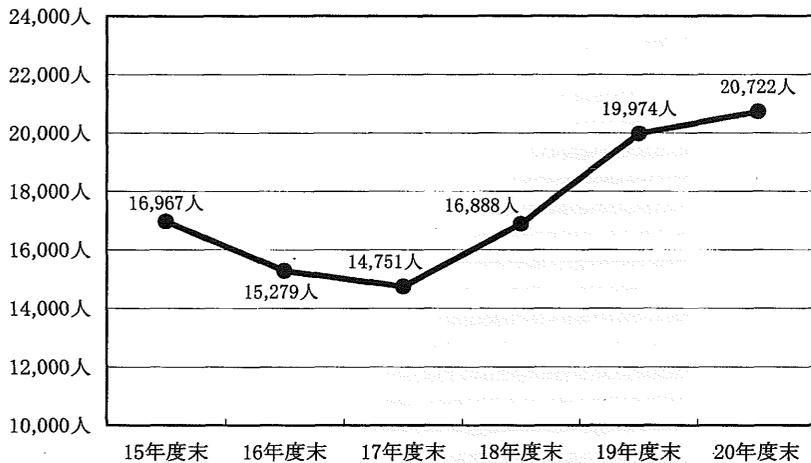


6. (3) 公立中学校の年齢別の教員構成

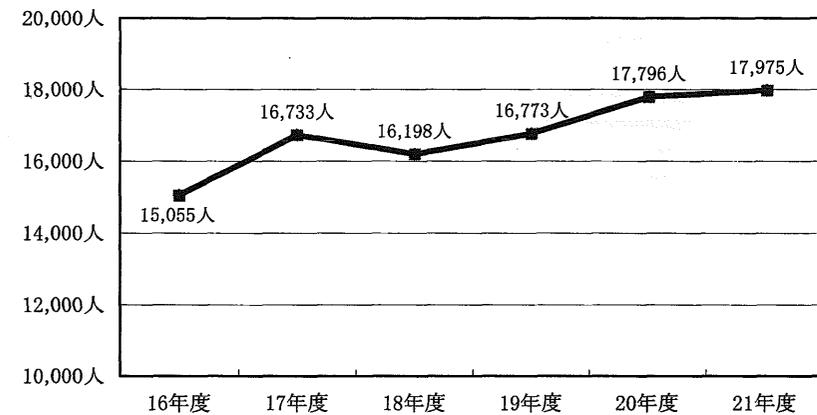


6. (4) 公立小・中学校教員の退職見込者数・採用見込者数

公立小・中学校教員の退職見込者数



公立小・中学校の採用見込者数



(注) 上記の数は、都道府県の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)による。

6. (5) 公立学校教員採用選考試験の実施方法等について

1. 平成17年公立学校教員採用選考試験の実施方法等について

①面接試験の改善状況等

(単位：県市数)

区分	実施状況		実施方法			
	1次2次両方で実施	個人・集団両方を実施	面接官に民間の人事担当者等を起用	面接官に臨床心理士等を起用	模擬授業の実施	指導案作成の実施
平成7年度	42	55	—	—	—	—
平成17年度	49	57	43	19	44	19

②クラブ活動・ボランティア活動歴等の評価

(単位：県市数)

区分	年度	志願書等に記入させる (成績報告書の提出を含む)			面接時に聴取する		
		小	中	高	小	中	高
		クラブ活動	平成7年度	52	52	49	57
	平成17年度	56	56	52	44	44	44
ボランティア活動	平成7年度	45	45	43	47	47	45
	平成17年度	57	57	53	45	45	44

③年齢制限の緩和

(単位：県市数)

区分	制限なし	51歳未満～ 41歳以上	41歳未満～ 36歳以上	36歳未満～ 30歳以上	30歳未満
平成7年度	2	1	21	24	11
平成17年度	6	8	27	19	0

※このほかに、教科等によって特例を設けている県市もある。

④優れた知識・技能を有する社会人の登用

- 社会経験を適切に評価する特別選考：17県市（前年度15県市）

会社等に就職し、教科等にかかわる専門的な分野において豊富な経験や秀でた知識を有する社会人について、一般選考とは別に選考を実施

⑤特定の資格保有等による試験免除

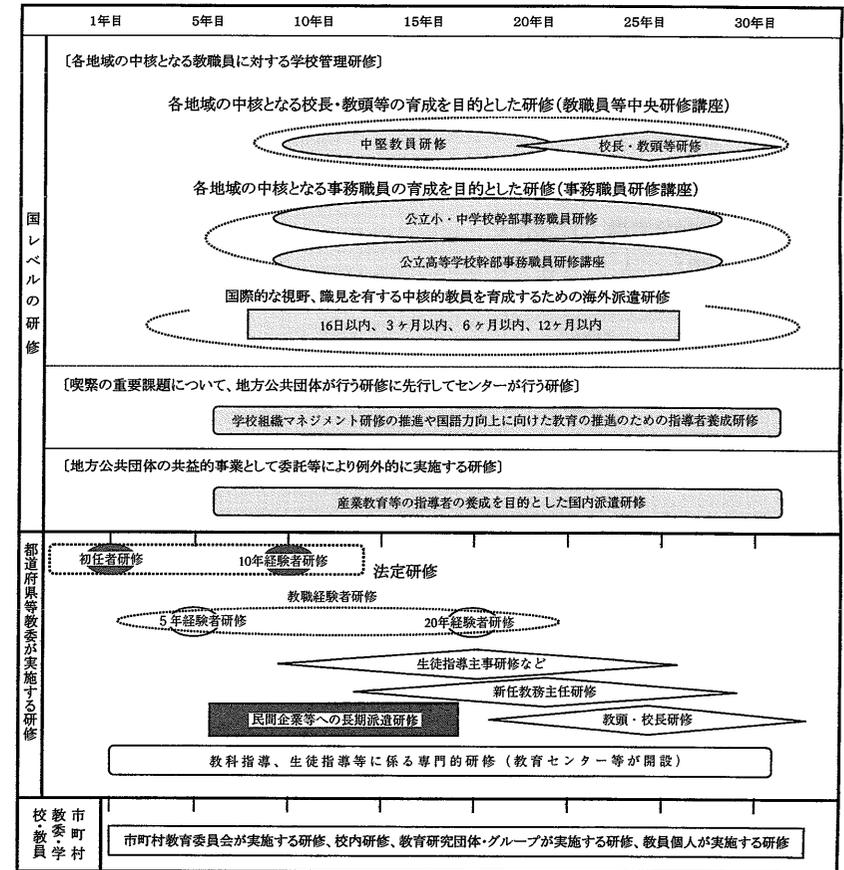
- 英語 (TOEFL、TOEIC) の資格による一部試験免除：32県市（前年度31県市）
- 情報処理に係る資格による一部試験免除：12県市（前年度12県市）

2. 採用者数における民間企業経験者の数及び比率について

多くの県市では民間企業の勤務経験等を積極的に評価している。

区分	採用者総数	民間企業等勤務経験者	
		採用者数	うち全体を占める比率 (%)
平成12年度	11,021	889	8.1%
平成13年度	12,606	971	7.7%
平成14年度	16,688	1,029	6.2%
平成15年度	18,801	1,580	8.4%
平成16年度	20,314	2,068	10.2%

7. (1) 教員研修の実施体系



- : 法定研修
- : 教職経験に応じた研修
- : 職能に応じた研修
- : 国(教員研修センター)が実施
- : 専門的知識・技術に関する研修
- : その他
- : 国庫補助等(交付税措置含む)あり

7. (2) 初任者研修の実施状況

1. 調査時期：平成16年1月

2. 調査対象：95都道府県市（47都道府県、13政令指定都市、35中核市）

3. 調査結果の概要

①初任者研修対象者数：17,361人

校 種	人 数
小 学 校	9,041人
中 学 校	4,086人
高 等 学 校	2,906人
特殊教育諸学校	1,328人
計	17,361人

②校内研修の内容と研修時数（平均）

研修内容		実施時間数
総時間数		306時間
一般研修		139時間
授業研修		167時間
	授業参観及び授業研究指導	135時間
	指導教員による示範指導	32時間

③校外研修の内容と研修日数（平均）

【校外研修全体の実施日数：24.7日】

【校外研修における体験研修の実施日数】

	社会体験	自然体験	社会奉仕体験	他校種体験	宿泊研修
平均日数	2.4日	2.7日	1.9日	1.9日	4.3日

【校外研修の研修内容別実施県市数】

研修内容	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
基礎（服務・倫理）	95 (100%)	94 (100%)	57 (98.3%)	54 (96.4%)
教育課程	69 (72.6%)	70 (74.5%)	48 (82.8%)	51 (91.1%)
学級経営	85 (89.5%)	83 (88.3%)	46 (79.3%)	39 (69.6%)
教科指導	95 (100%)	94 (100%)	57 (98.3%)	53 (94.6%)
道徳教育	88 (92.6%)	87 (92.6%)	16 (27.6%)	32 (57.1%)
特別活動	76 (80.0%)	73 (77.7%)	42 (72.4%)	34 (60.7%)
生徒指導・教育相談	88 (92.6%)	88 (93.6%)	57 (98.3%)	55 (98.2%)
進路指導	25 (26.3%)	43 (45.7%)	45 (77.6%)	33 (58.9%)
保健・安全	75 (78.9%)	72 (76.6%)	46 (79.3%)	45 (80.4%)
給食	23 (24.2%)	20 (21.3%)	5 (8.5%)	10 (17.9%)
情報教育	76 (80.0%)	74 (78.7%)	51 (87.9%)	50 (89.3%)
環境教育	44 (46.3%)	40 (42.6%)	28 (48.3%)	17 (30.4%)
人権教育	74 (77.9%)	71 (75.5%)	49 (84.5%)	45 (80.4%)

※母数は、小学校95、中学校94、高等学校58、特殊教育諸学校56。高等学校の学級経営は、ホームルーム経営。

7. (3) 10年経験者研修の実施状況

1. 調査時期：平成16年1月

2. 調査対象：95都道府県市（47都道府県、13政令指定都市、35中核市）

3. 調査結果の概要

①10年経験者研修対象者数：16,141人

校 種	人 数
小 学 校	6,861人
中 学 校	4,711人
高 等 学 校	3,454人
特殊教育諸学校	1,115人
計	16,141人

②研修の平均日数

【研修全体の平均日数】

	長期休業期間中	課業期間中
平均日数	15.5日	18.5日

【研修テーマ別の平均日数】

研修テーマ	長期休業期間中	課業期間中
教科等の指導	4.8日	8.2日
生徒指導・カウンセリング	2.9日	3.7日
道徳教育	1.7日	2.7日
学級経営・学校運営	1.6日	2.8日
社会体験	3.9日	

③事前評価及び研修計画、事後評価の充実

※研修受講者の能力・適性を評価するための基準の作成、研修対象教員の自己評価及び研修計画の作成にあたっての希望の聴取など、研修対象者一人一人の能力・適性等に応じた研修を実施。

	調査内容	実施数(実施率)
事前評価	校長だけでなく教頭、教務主任等を活用し評価案を作成	70県市(73.7%)
	研修対象教員の能力・適性について事前評価を行うための評価基準を作成	95県市(100%)
	研修対象教員による自己評価を実施	90県市(94.7%)
研修計画	研修対象教員の研修からの希望を聴取	95県市(100%)
事後評価	研修教員に対する評価を実施	90県市(94.7%)
	研修教員に対するアンケート調査を実施	74県市(79.6%)

④多様な内容の研修の実施

※大学・民間機関と連携し、多様な研修内容を設定するとともに、指導主事・外部講師等を指導者とするなど、専門的な研修を実施

(大学・民間機関との連携状況)

連携先	実施数(実施率)
大学	35県市(36.8%)
民間機関	23県市(24.2%)

(主な研修内容と指導者(長期休業期間中))

研修内容	実施数(実施率)	指導者	
		指導主事	外部講師
教科指導	94(98.9%)	84	49
カウンセリング	91(95.8%)	77	58
学級運営・学校経営	55(57.9%)	39	24
社会体験	73(76.8%)	12	22

8.(1) 教員評価の改善について

これまでの経緯

- 教員の評価については、地方公務員法等に基づき、勤務評定を行うこととされている。しかし、昭和30年代の日教組による勤評闘争(勤務評定による人事管理に反対し勤評の実施に反対する運動)があり、その後も学校現場の根強い横並び意識もあったため、適切な勤務評定が行われず、評定結果の人事や給与への活用は行われていなかった実態がある。



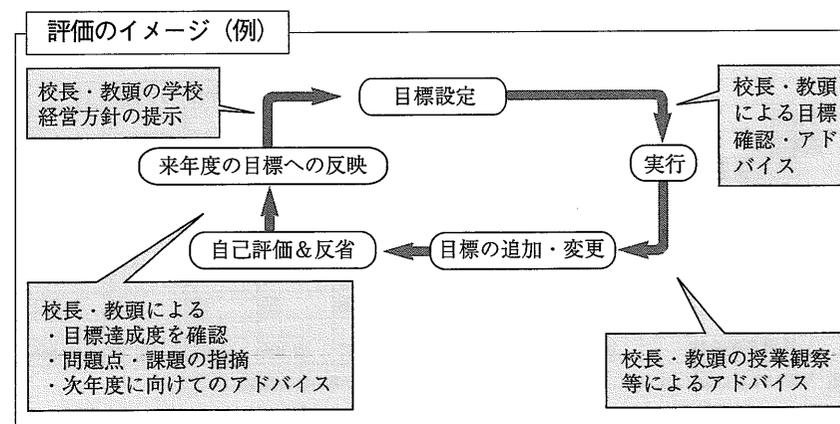
能力と実績に応じた評価と処遇

- 信頼される学校づくりのため評価と公開がより一層進められる中で、校長や教育委員会が、個々の教員の勤務の状況を詳細に把握し、それに基づいて、学校の組織体制を整えること、研修等によって資質向上を図ること、優れた勤務成績を挙げている者にはそれに応じた処遇を行うことが重要。



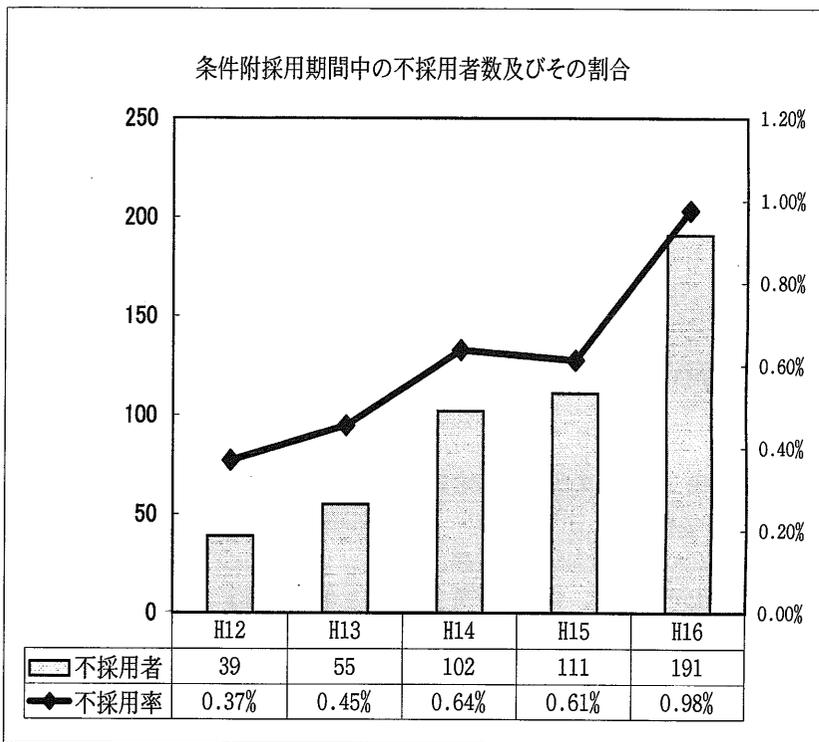
教員の評価システムの改善に関する調査研究の委嘱(平成15~17年度予定)

- 文部科学省では、全都道府県・指定都市教育委員会に、新たな教員評価システムについて調査研究を委嘱。
⇒ 平成17年度現在、55教育委員会が新しい教員評価システムを試行又は実施済み。



8. (2) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の推移

地方公務員の条件附採用期間は通常6ヶ月のところ、教諭等（教諭、助教諭、講師）については1年間とされている。文部科学省においては、この1年間で教員としての適格性を厳正に見極めることが重要であると考えていることから、各教育委員会において条件附採用期間制度の厳正な運用に努めるよう指導している。



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
不採用	0	0	0	1	1	4	1	7
依願退職	36	34	48	33	52	94	107	172
うち不採用決定者	-	-	-	-	(13)	(10)	(15)	(15)
うち病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)	(10)	(61)
死亡	2	1	3	2	1	2	1	5
分限免職	1	1	0	0	0	0	0	3
懲戒免職	2	1	0	3	1	2	2	4
合計	41	37	51	39	55	102	111	191
採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980	18,107	19,565

※ 平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職をした者の数は調査していない。

8. (3) 指導力不足教員の人事管理に関する取組について

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きいことから、教員として適格な人材を確保することは重要な課題である。このような中、児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の公立学校への信頼を大きく損なうものである。

このため、都道府県・指定都市教育委員会においては、いわゆる指導力不足教員に対し継続的な指導・研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて免職するなどの分限制度を的確に運用することが必要である。

○指導力不足教員の認定者数等

47都道府県教育委員会及び13指定都市教育委員会を対象として、平成17年4月1日現在の状況について調査したところ、平成16年度における指導力不足教員の認定者は566名。

認定者総数 ①+②+③	①16年度に研修を受けた者							②その他 (研修を受講することなく別の措置等がなされた者)	③17年度から研修		
	新規認定者 うち、16年度	現場復帰	依願退職	分限免職	分限休職	転任	研修継続 その他				
566	282	377	127	93	7	11	1	131	7	23	166
									定年退職 1 死亡退職 1 病気休暇 5	分限免職 4 懲戒免職 1 依願退職 6 死亡退職 1 分限休職 10 病気休暇 1	

(参考1) 認定者数の推移 (H12) 65名 (H13) 149名 (H14) 289名 (H15) 481名

(参考2) 指導力不足教員認定者 (566名) の状況

- ・年代 ……40代 (50%)、50代 (34%)、30代 (15%)、20代 (1%)
- ・在職年数 ……20年以上 (61%)、10～20年未満 (35%)、6～10年未満 (3%)、5年以下 (1%)
- ・性別 ……男性 (72%)、女性 (28%)
- ・学校種 ……小学校 (49%)、中学校 (28%)、高等学校 (15%)、特殊教育諸学校 (8%)

○指導力不足教員（認定前を含む）のうち退職等した者の推移 （単位：人数）

	H12	H13	H14	H15	H16
認定前退職	1	11	30	56	78
依願退職	22	38	56	88	99
転任				3	1
分限免職			3	5	11
懲戒免職					1
合計	23	49	89	152	190

8.（4）公立学校教育職員の懲戒処分等の状況（平成15年度）

1 懲戒処分等の状況

処分事由	懲戒処分種類				懲戒合計	訓告等	諭旨免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
体罰	1 (0)	21 (0)	71 (2)	80 (10)	173 (12)	320 (248)	1	494 (260)
わいせつ行為等	107 (0)	40 (0)	4 (8)	4 (21)	155 (29)	22 (115)	19	196 (144)
国旗掲揚、国歌斉唱の妨害等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	194 (0)	194 (0)	6 (3)	0	200 (3)
争議行為	0 (0)	6 (0)	0 (0)	4 (0)	10 (0)	16 (0)	0	26 (0)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	6 (0)	5 (0)	5 (6)	1 (26)	17 (32)	7 (35)	0	24 (67)
交通事故	40 (0)	121 (0)	154 (2)	321 (12)	636 (14)	1,610 (178)	3	2,249 (192)
その他の服務違反	20 (0)	51 (0)	46 (10)	57 (22)	174 (32)	973 (532)	5	1,152 (564)
合計	174 (0)	244 (0)	280 (28)	661 (91)	1,359 (119)	2,954 (1,111)	28	4,341 (1,230)

(注) 1 教育職員とは、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員をいう。

2 () は、監督者責任により懲戒処分などを受けた者の数で、外数である。

2 分限処分等の状況

区分	降任	免職	休職				降給	合計
			病氣休職	起訴休職		その他		
				うち精神疾患	起訴休職			
平成15年度	10	19	6,017	(3,194)	15	243	0	6,304
平成14年度	3	10	5,303	(2,687)	9	137	0	5,462

9.（1）教職大学院の必要専任教員数について

【必要専任教員数】

○専門職大学院設置基準

(平成15年3月31日文科科学省令第16号)【抜粋】

第4条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文科科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件

(平成15年文科科学省告示第53号)【抜粋】

第1条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第1及び別表第2に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第3に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置くものとする。

《専門職大学院の必要専任教員数の例》

公共政策	ビジネス系	会計系	法科大学院
10人	11人	12人	12人

《教職大学院の必要専任教員数の試算例》

(A) 既存修士課程（教員養成系）の学校教育専攻（特殊教育及び幼児教育の分野を除く）の研究指導教員の1.5倍の数に、研究指導教員の3分の2の教員数を加えた数。

既存修士課程の学校教育専攻	=>	教職大学院
5人	=>	5人×1.5≒7人
4人(5人×2/3)	=>	4人

11人

注1) 特殊教育又は幼児教育分野を含む場合（研究指導教員に1人を加算）

13人

注2) 特殊教育及び幼児教育分野を含む場合（研究指導教員に2人を加算）

15人

(B) 収容定員に応じて算定される専任教員数

【前提】

修業年限は2年。専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下。

入学定員	50人の場合	100人の場合
収容定員	50人×2年=100人	100人×2年=200人
専任教員	100人÷15人 ≒ 7人	200人÷15人 ≒ 14人

(A) 又は (B) で算定された教員数のいずれか大きい数が必要専任教員数

【実務家教員】

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件

(平成15年文部科学省告示第53号) 【抜粋】

第2条 前条第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

《実務家教員数》

(教職大学院の実務家教員を「4割以上」とした場合)

【必要専任教員数が11人の場合】

実務家教員=5人(11人×4割以上)

うち、実務家教員(みなし)=3人(5人×2/3)

【専任教員数に係る平成25年までの経過措置】

○専門職大学院設置基準

(平成15年3月31日文部科学省令第16号) 【抜粋】

附則

2 第5条第1項に規定する専任教員は、平成25年度までの間、第5条第2項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する教員の数の3分の1を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第9条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第9条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第5条第1項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

《学部、修士課程との兼担》

【必要専任教員数が11人の場合】

兼担可能教員数=3人(11人×1/3)

10. (3) 大学院修士課程と専門職大学院との制度比較

事 項	大学院修士課程	専門職大学院 (H15.4から) (専門職学位課程)		
			教職大学院	法科大学院 (H16.4から)
標準修業年限	・ 2年	・ 2年又は1年以上2年未満の期間で各大学が定める	・ 同左	・ 3年
修了要件	・ 修業年限以上の在学	→ 同左	→ 同左	→ 同左
	・ 30単位以上の修得	・ 30単位以上の修得その他の教育課程の履修	・ 45単位以上 (教職経験のみなしあり)	・ 93単位以上
	・ 研究指導	・ 必須としない	→ 同左	→ 同左
	・ 修士論文審査	・ 必須としない	→ 同左	→ 同左
教員組織	・ 教育研究上必要な教員を配置	・ 教育上必要な教員を配置	→ 同左	→ 同左
	・ 研究指導教員及び研究指導補助教員を一定数以上配置	・ 高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を一定数以上配置 (修士課程の研究指導教員数の1.5倍の数に、修士課程の研究指導補助教員数を加えた数を置く)	→ 同左 (教育学研究科学校教育専攻の研究指導教員数を参考に、この1.5倍の数 (A) に、研究指導補助教員相当として (A) の2/3の教員数を加えた数を置く)	→ 同左
	・ 研究指導教員1人当たりの学生収容定員を分野ごとに規定 (人文社会科学系は教員1人当たり学生20人以下)	・ 教員1人当たりの学生収容定員を修士課程の研究指導教員1人当たりの学生収容定員の4分の3として規定 (例: 人文社会科学系は教員1人当たり学生15人以下)	→ 同左 (専任教員1人当たり学生15人以下)	→ 同左 (専任教員1人当たり学生15人以下)
	・ 実務家教員の必置規定なし	・ 必要専任教員中の3割以上を実務家教員	・ 4割以上	・ 2割以上
	・ 学部、研究所等の教員等が兼ねることができる。(設置基準の教員数に算入できる)	・ 専門職大学院の設置基準に算入する教員は、学部等設置上の教員数に算入できない。ただし、学部等の授業科目の担当は可能。(平成25年まで経過措置あり)	→ 同左	→ 同左

事 項	大学院修士課程	専門職大学院 (H15.4から) (専門職学位課程)		
			教職大学院	法科大学院 (H16.4から)
具体的な授業方法	—	・ 事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	→ 同左 ・ 学校実習及び共通科目を必修	→ 同左 ・ 少人数教育を基本 (法律基本科目は50人が標準)
施設設備	・ 教育研究上必要な講義室、研究室等や機械、器具等、また図書等の資料を備える (注) 校地・校舎は、借地でも可能なケースあり	→ 同左 ・ 専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができること	→ 同左 → 同左 ・ 実務実習等に必要な連携協力学校等の設定を義務付けること	→ 同左 → 同左
第三者評価	—	・ 各分野毎に継続的な第三者評価を義務付け (5年に1回)	→ 継続的な第三者評価を義務付け (5年に1回)	・ 継続的な第三者評価 (適格認定) を義務付け (5年に1回)
学 位	・ 「修士 (〇〇)」	・ 修士や博士とは異なる専門職学位 「〇〇修士 (専門職)」	→ 同左 「教職修士 (専門職)」 (仮称)	→ 同左 「法務博士 (専門職)」